

令和7年7月 14 日  
水 道 局

## 営業所技術者等の工事現場への配置について

東京都水道局発注工事における建設業法第26条の5の規定による営業所技術者または特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）の工事現場への配置につきましては、以下のとおり実施します。詳細は「東京都水道局工事施行適正化推進要綱の解説」を御参照ください。

以下の各工事について、当該各号で全ての要件を満たす場合、特定営業所技術者は主任技術者または監理技術者と、営業所技術者は主任技術者と兼務できます。ただし、建設業法第 26 条第3項各号の規定を活用する場合があります。また、（１）～（３）の併用はできません。

なお、いずれの工事においても契約後に各要件が満たせなくなる場合は、速やかに監督員に連絡してください。

### 1 実施要件

#### （１）主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がある工事 （以下「専任現場」という。）

- 1）当該営業所において契約締結される工事であること。
- 2）営業所技術者等が兼務できる工事数は1件までであること。
- 3）当該工事の予定価格（施工中の工事においては契約金額）が、1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。なお、工事途中において、契約金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合、それ以降は主任技術者または監理技術者を工事ごとに専任で配置しなければならない。
- 4）営業所から当該工事現場間の距離が、同一の主任技術者または監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所から当該工事現場との間の移動時間が2時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段\*により行うものとする。

※ 島しょ部においては、営業所と工事現場が同一島内とする。

※ 予定される作業時間内における、インターネット上の地図アプリ等で予想される自動車、自転車または徒歩等での最短移動時間などにより確認する。

5) 当該工事の下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合、それ以降は主任技術者または監理技術者を工事ごとに専任で配置しなければならない。

6) 当該工事に配置される主任技術者または監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該工事に配置していること。なお、当該工事が土木一式工事または建築一式工事\*の場合の連絡員は、当該工事と同業種の工事に関し1年以上の実務の経験を有する者であること。

※連絡員に必要な実務の経験における土木一式工事又は建築一式工事は、建設業法別表第一によるものであり、東京都発注区分の業種名では、以下のとおりとする。

- 土木一式工事：橋りょう工事、河川工事、下水道施設工事、一般土木工事、潜かん、軌道、シールド工事、推進工事、地下鉄工事、運動場施設、グラウト
- 建築一式工事：建築工事、コンクリートプレハブ、鉄骨プレハブ

7) 当該工事現場の施工体制を主任技術者または監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

8) 契約後、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、計画書には主任技術者または監理技術者の所属する営業所の名称及び当該工事に係る契約を締結した営業所の名称を加えること。

9) 主任技術者または監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

10) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合（以下「近接の非専任現場」という。））

- 1) 当該営業所において契約締結される工事であること
- 2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。なお、「近接している」とは、営業所と工事現場の間隔が直線距離で10km以内の範囲※にある場合をいう（ただし、発注工事が高度な技術を要するものや施工上相当の困難を伴うもの等、発注者が適正な施工が困難であると判断する場合を除く）。  
※ 島しょ部においては、営業所と工事現場が同一島内とする。
- 3) 当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。
- 4) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接していない場合（以下「非近接の非専任現場」という。））

(1) に同じ

## 2 申請等の手続

発注する工事が、営業所技術者等の工事現場への配置を認めない工事である場合は、発注予定表にその旨を記載します。

営業所技術者等の工事現場への配置を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

(1) 専任現場または非近接の非専任現場

1) 入札参加希望申請時

電子調達システムにより、工事希望票兼予定監理技術者等調書と併せて別記様式-1を提出してください。

2) 落札決定前

配置を予定していた主任技術者または監理技術者が配置できず、新たな技術者を配置する場合、開札後の積算内訳書確認時までに改めて新たな技術者に係る関係書類を提出してください。

3) 契約締結後

契約締結後から本特例の適用を希望する場合は、監督員に別記様式-1を提出してください。

## (2) 近接の非専任現場

### 1) 入札参加希望申請時

電子調達システムにより、工事希望票兼予定監理技術者等調書と併せて別記様式-2を提出してください。

### 2) 落札決定前

配置を予定していた主任技術者または監理技術者が配置できず、新たな技術者を配置する場合、開札後の積算内訳書確認時までに改めて新たな技術者に係る関係書類を提出してください。

### 3) 契約締結後

契約締結後から本特例の適用を希望する場合は、監督員に別記様式-2を提出してください。

#### 【営業所技術者等の工事現場への配置を希望する場合の留意点】

- 開札時点において技術者の適正配置が不可となった場合は、その者のした入札は無効とします。
- 契約後、技術者の適正配置が不可となった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となる場合や、東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき指名停止となる場合があります。

## 3 適用時期

令和7年8月1日（以下「適用日」という）以降に公告する工事に適用する。なお、以下の工事については、適用日以降、受発注者協議により適用できるものとする。

### (1) 契約中の工事

### (2) 適用日以前に公告し契約締結する工事

【問合せ先】 1, 2 (1) 3), 2 (2) 3), 3について

水道局建設部技術管理課 直通 (03) 5320-6352

2 (1) 1), 2 (1) 2), 2 (2) 1), 2 (2) 2) について

水道局経理部契約課 直通 (03) 5320-6402